

## 解体工事における公共污水ますの取扱い

家屋等の解体工事に伴い、敷地内に設置されている公共污水ますを無断で撤去する事例や破損する事例が見受けられます。

公共污水ますは綾部市の所有物であるため、無断で撤去することはできません。

公共污水ますの2次側（建物側）でキャップ止めをお願いします。

また、ますや管等を破損した場合は原因者の負担で復旧していただきます。

もし、土地の利用形態の変更（宅地開発、家屋等の解体、土地の形状変更、用途変更等）により、現在設置されている公共污水ますの撤去が必要となった場合は、下水道課への申請が必要です。

申請方法は「公共污水ますの撤去（変更）」をご覧ください。

宅内排水管を撤去する場合はキャップ止めを行う。  
公共污水ますは無断で撤去しない。

